



# 子育てのための施設等利用給付制度があります



詳細はちら

幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの子どもや住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもが保育所などを利用する場合の保育料・利用料は無料となっています。

下表の事業を利用している人も、上限額までは無償化の対象になることがありますので、該当する場合は健康こども課に申請してください。

## 申請方法

必要な書類は、保護者の仕事や家庭の状況により異なりますので、問い合わせの上、申請してください。

**表\_無償化対象事業、児童の年齢や無償化対象上限額など**

	対象施設・事業	対象児童の年齢	上限額(月額)
(1)	幼稚園、認定こども園(教育認定)の預かり保育	3歳児以上 満3歳児(住民税非課税世帯) ※2歳児のうち年度途中に3歳に達する児童を含む	11,300円 16,300円
(2)	保育所などを利用していない子どもの、認可外保育施設や一時預かり事業など	3歳児以上 0歳児～2歳児(住民税非課税世帯)	37,000円 42,000円
(3)	新制度未移行の幼稚園 (市内に対象施設はありません)	満3歳児以上 ※2歳児のうち年度途中に3歳に達する児童を含む	25,700円

## (1)、(2)の対象になる人

保護者が次のいずれかに該当している必要があります

- ① 1ヶ月60時間以上働いている
- ② 妊娠中または出産後間もない
- ③ 病気や負傷、心身に障がいがある
- ④ 同居(長期入院含む)の親族を常時看護・介護している
- ⑤ 火災や風水害などで被害を受け、その復旧に当たっている
- ⑥ 求職活動を継続的に行っている
- ⑦ 就学しているまたは職業訓練を受けている
- ⑧ ①～⑦以外の特別な事情で、保育が必要と認められる場合



## 冬の入浴に一工夫

～ヒートショックを予防しましょう～

厳しい寒さが続くこの時期は「ヒートショック」による入浴中の事故が増加するため、注意が必要です。

### ヒートショックとは

急激な温度変化による血圧の大きな変化が体に与える影響のことです。

冬は、暖かい居間などから寒い脱衣所や浴室への移動や寒い浴室で熱い湯船へ入ることによる急激な温度変化によって、血圧の急激な変動が生じます。これにより、めまいやふらつき、意識障害などを起こし、おぼれたり、転倒したりする危険性があるうえ、重症化すると心筋梗塞や脳卒中などを引き起こすこともあります。

### 冬の入浴を安全に楽しむために

入浴時のヒートショックを防ぐための対策について、右記の4つのポイントを参考に、できることから始めましょう。

### 入浴時のヒートショックを防ぐポイント

#### POINT 1 入浴前に浴室や脱衣所を暖める

- ・シャワーを浴室の壁や床にかけたり、お風呂が沸いたら浴槽のふたを開けたりして浴室を暖めておく
- ・脱衣所は服を脱いでも寒くない程度に暖めておく

#### POINT 2 お湯の温度は41℃以下で入浴は10分以内に

- ・湯船の温度はぬるめ(41℃以下)に設定し、浴室との温度差を小さくする
- ・入浴は10分以内にし、体温の上昇による意識障害を予防する

#### POINT 3 入浴前の声掛けや水分補給も忘れずに

- ・入浴前に周囲の人に一声掛けてから入浴することで、入浴中の異変に早く気付いてもらえる
- ・入浴前後に水分補給をし、脱水症状を防ぐ

#### POINT 4 入浴は足先から徐々に、ゆっくりと上がる

- ・湯船に入る前に、心臓から遠い足先から徐々にお湯をかけることで、血圧の急激な変動を防ぐ
- ・湯船から上がる際は、ゆっくりと立ち上がることでふらつきによる転倒を予防する